

不動産相続セミナー

日時 平成 29 年 3 月 22 日 (水)  
14 時 00 分から 16 時 00 分まで  
会場 プラサヴェルデ 201 会議室

相続の専門家が教える!

# 不動産相続 セミナー

参加  
無料

日時: 3月22日(水) 14:00 から  
場所: プラサヴェルデ 201 会議室

お車でお越しの際は駐車料金を  
無料処理いたします。駐車場を  
お持ちください。

セミナーの部 14:00 ~ 15:30

知りたいポイント その1  
いまさら聞けない  
相続のキホン

- ・相続人になる人は誰?
- ・財産のわけ方によって相続税額が変わります。
- ・相続税は10ヶ月以内に現金納付が基本ですが...現金はありますか?

知りたいポイント その2  
空き家の税金

- ・特定空き家等がある敷地は固定資産税が増税になります。
- ・空き家を買家にするると相続税評価額が低くなります。

知りたいポイント その3  
資産の最適な  
活用法を考える

- ・遊休資産をお金で生まれる資産に変えた事例紹介

個人相談の部 15:30 ~ 16:00

相続対策は個人ごとに異なります。  
相続税がかかるのか、かからないのか判定してみましょう!

参加特典  
相続税簡易シミュレーションを無料にて実施します。

ご参加には  
予約が必要です。  
「不動産相続セミナーの件」  
とお申し込みください。

沼津市役所 めまづの宝推進課  
055-934-4886

主催 沼津市役所 企画・運営 木村美都子税理士事務所

## 〈当日の様子〉

不動産オーナー向けセミナーとして、資産対策・相続対策を中心に金融機関・大手企業で多数セミナー開催されている木村美都子税理士事務所の 木村 美都子 氏、木村 昌宏 氏を講師に、「不動産相続セミナー」を開催いたしました。



初めに木村 美都子氏から「いまさら聞けない相続の基本」として、相続の開始から相続税の申告・納付といった相続のスケジュール、どのようなものが相続財産となるのかなど、相続の基本となる話をさせていただきました。

また、「空き家の税金」として、特定空き家等がある敷地は固定資産税が高くなるケースがあることや空き家を貸家にするなど相続税評価額が低くなるなどの話をいただきました。



続いて、木村 昌宏氏からは、「資産の最適な活用法を考える」として、遊休資産をお金が生まれる資産に変えた事例をいくつか紹介させていただきました。

セミナー終了後に設けられた個人相談の部では、複数の参加者たちがご自身の状況や対応策等について、熱心に相談をされていました。

